

南部九州土地改良調査管理事務所交渉
(全農林労働組合九州地方本部宮崎ひむか分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時:平成22年2月18日(木)17:45~18:00(15分)

2. 場 所:南部九州土地改良調査管理事務所会議室

3. 出席者:

南部九州土地改良調査管理事務所
同

松田 文秀 所長
吉留 健太郎 庶務課長

全農林労働組合九州地方本部宮崎ひむか分会
同

松田 貢一 副委員長
齊田 寿武 執行委員

4. 議 題:超過勤務縮減対策について

5. 議事概要

○吉留庶務課長:ただ今より、交渉を始めます。本日の交渉に先立ち国公法第108条の規定に基づく予備交渉を2月9日に行ったところであります。

宮崎ひむか分会から提出された要求事項のうち「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、要求書のⅢの1とします。その他の事項については、南部九州土地改良調査管理事務所の権限外事項や、また、管理運営事項に該当することから、要望事項として接受することで整理したので、それを前提に交渉を行います。

○松田副委員長:宮崎ひむか分会の統一要求として要求書を提出致します。要求書のうちⅢ超過勤務について、南部九州土地改良調査管理事務所は、他の国営事業所に較べて、超過勤務は多くないと思いますが、月30時間を超えている者が幾人かいます。特定の者に業務が偏らないように、どのような超過勤務縮減対策があるのか、お聞かせ願います。

○松田所長:超過勤務縮減については、私共は、従来から重要な課題であると認識して、毎月開催している定例会においても事業所全体の意思疎通を図り効率的な業務遂行が行われるよう努めているところです。

また、昨年10月には当事務所業務の再点検を実施して、より効率的な事務所の運営について、議論を進めたところです。

超過勤務の縮減については、特定の者に偏ることがないようにそれぞれの課の各管理職が業務自体の見直しを徹底して行うこと、水、金曜日の定時退庁を促進させるなどして、超過勤務の縮減に努めていきたいと考えています。

○松田副委員長:今年の超勤の実態はどうですか。

○松田所長:月によりバラツキはあるが、水、金曜日は他の曜日の半分ぐらいに抑えられている。もう少し短くなるような面もあると思うので、メリハリをつけた業務遂行、水曜、金曜の定時退庁の促進と効率的な業務遂行の合わせ技で超過勤務が減らせればと考えています。

○松田副委員長:土日勤務の実態は、ありますか。

○吉留庶務課長:1月に、庶務課は、変電設備の塗装、調査課は、パソコンのウイルス対策、計画課は、予算対応とサーバーのソフトウェアの更新のため勤務がありました。何れも、振替出来るものについては勤務の振替を行い、振替できないものについては、超過勤務手当で対応しました。

○松田所長:現在2名の病休者がいますが、平成22年度には、2名の増員が予定されていることから、業務分担の見直しを行うことにより、ある程度山は低くなるのではないかと考えています。

○松田副委員長:判りました。

○吉留庶務課長: それでは、交渉を終わります。

九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所
所長 松田文秀 殿

全農林労働組合九州地方本部宮崎ひむか
委員長 藤崎



要 求 書

私たちは、労働条件点検活動を行い、労働条件上の課題・問題点を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

特に、農林水産省改革の具体化により、事務・事業、組織の抜本的な見直しが進められており、組合員の将来に対する不安は増大しています。

については、私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

I. 農林水産省改革・地方分権改革について

1. 省改革については、農林水産政策の円滑な実施をはかるため、中央・地方組織が一体となった実施体制を確立するとともに、必要な定員を確保すること。
2. 地方分権に係る検討に対しては、農林水産行政の推進に必要な地方支分部局の役割を明確に主張し、事務・事業と組織、雇用・労働条件を確保すること。
3. 国営土地改良事業の将来展望等を明らかにし、職員の不安解消に取り組むこと。

II. 2010年配置転換における事前研修や業務運営について

1. 研修該当者が安心して研修に出席できるよう現場当局として業務調整の手法を明らかにすること。

III. 超過勤務について

1. 現場段階で実効ある超過勤務縮減対策を図ること。
2. 超過勤務手当を全額支給すること。

以 上